NIVR

訓練・学習の進捗等に配慮を要する学生に対する 支援・対応に関する研究 ーポリテクカレッジ等における取組の現状と課題ー

(調査研究報告書No.123) サマリー

【キーワード】

発達障害 教育・訓練機関 ポリテクカレッジ 障害に関する専門機関

【活用のポイント】

教育・訓練機関における発達障害を有する学生等に対する配慮・支援の重要性が広く認識されつつある中で、当機構では、ポリテクカレッジ等の職業能力開発業務と、 障害者職業リハビリテーション業務を併せ持つことのシナジー効果を追求しながらの 取組を行ってきた。

本報告書の第 I 部はポリテクカレッジ等における取組の背景、内容、経過、論点、残された課題等についての調査研究報告書であり、第 II 部は取組の成果物である「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド(実践編)」を掲載している。ポリテクカレッジ等におけるこの取組の成果は、広く職業能力開発施設全般で参考になると考えられるが、後期中等教育や高等教育との相互的な参照等も期待される。

2015年4月

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION

1 執筆担当 (第 I 部 調査研究報告書)

松本 安彦 (障害者職業総合センター障害者支援部門 統括研究員)

※ 第Ⅱ部「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド」の作成経過等については、報告書第Ⅰ部第3章第2節・第3節参照

2 研究期間

平成24年度~平成26年度

3 報告書の構成

第 I 部 調查研究報告書

概 要

- 第1章 「特別な配慮が必要な学生等」及び関連制度の状況 共通理解のために -
- 第2章 教育・訓練分野における「特別な配慮が必要な学生等」に係る支援・対応の状況等
- 第3章 ポリテクカレッジ等における今回の取組内容、収集事例の概要等について
- 第4章 論点と課題

第Ⅱ部 「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド」〔抜粋〕

4 調査研究の背景と報告書作成の目的

教育・訓練機関における発達障害を有する者に対する配慮・支援の重要性が広く認識されつつある中で、当独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営するポリテクカレッジ(職業能力開発大学校、同短期大学校)及び職業能力開発総合大学校においても、発達障害を有する等により「訓練・学習等の進捗等に特別な配慮が必要な学生」への支援・対応のレベルアップが重要な課題となっている。このような課題に対し、当機構では、ポリテクカレッジ等の職業能力開発業務と、障害者職業リハビリテーション業務(調査研究、先導的な職業訓練を含む)を併せ持つことのシナジー効果を追求しながらの取組を行ってきた。

本調査研究報告書の目的は、今回のポリテクカレッジ等における取組の経緯、内容、意義等を中間的に総括するとともに、これら学生等に対する配慮・支援に関する論点・課題の抽出等を行うことにある。

5 調査研究の方法

- (1) 今回のポリテクカレッジ等における取組の概要
- ① 平成22年度以降に当機構本部が実施している「発達障害の可能性のある学生等への対応 等に係る実態調査」と23年度に職業能力開発総合大学校が中心となって作成したポリテク カレッジ等向けの「特別な配慮が必要な学生等への支援・対応ガイド」(基礎編)をベースに、
- ② 24年度から当機構内の障害者職業総合センター、公共職業訓練部、国立職業リハビリテー

ションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、職業能力開発総合大学校 基盤整備センターからなる「研究プロジェクト実施委員会」を設置するとともに、ポリテク カレッジの「モデル校(4校)」を選定し、

- ③ プロジェクト会議メンバー等も参加したモデル校との「ケース会議」を開催して、モデル 校の事例・ノウハウやプロジェクト実施委員会に参集した機構内の各組織のノウハウを集約 しつつ、
- ④ 26 年度に、ポリテクカレッジ等向けの「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド(実践編)」を作成し、全国のポリテクカレッジに配付する。

(2) 調査研究報告書の作成

本報告書の作成に際しては、文献の収集・整理の結果も含めて次のとおり章・節を配した。

- ① ポリテクカレッジ等における今回の取組において、対象者である「特別な配慮が必要な学生」は、「発達障害及び発達障害の可能性を想起させる等特別な配慮が必要な学生」とされている。このため、発達障害の定義・分類、特性、及び障害特性を踏まえた対応の必要性等について概観した(第1章第1節)。
- ② 発達障害者に対する支援は、近年、教育や雇用の分野を含めて制度的な充実が図られており、本人・家族等の選択・行動や教育・訓練の現場における支援・対応にも大きな影響を及ぼしているため、これら支援等制度の状況についても概観した(第1章第2節)。
- ③ ポリテクカレッジ等における、発達障害(の可能性)を有する等により「特別な配慮が必要な学生」への支援・対応のレベルアップを図る取組は、当機構内のシナジー効果を追求しながら実施してきた。このため、ポリテクカレッジ等の我が国の教育・訓練システムにおける位置づけや当機構内の関連業務について概観した(第2章第1節)。
- ④ 発達障害(の可能性)を有する等により「特別な配慮が必要な学生等」は広範な教育・訓練機関に在籍しており、それぞれの機関で配慮・支援等の取組が進められている。このため、教育・訓練機関間の相互参照の視点を取り入れ、対象者の年齢層が近い後期中等教育(高校等)及び高等教育(大学・短大等)を中心に、発達障害等により特別な配慮が必要な学生・生徒の状況、これら学生・生徒に対する支援の状況や課題、その体制等について、各種の報告、調査結果等から概観した(第2章第2節)。
- ⑤ 障害者職業能力開発校と広域障害者職業センターが併設された「職業リハビリテーションセンター」(全国2箇所)では、全国の広範な地域から、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ、先導的な職業訓練を実施しつつ、そのノウハウの蓄積提供を行っているので、この状況も参照した(第2章第3節)。
- ⑥ ポリテクカレッジ等における発達障害(の可能性)を有する等により「特別な配慮が必要な学生」の状況と、これに対する支援・対応の状況・課題を整理するとともに(第3章第1節)、今回の取組について課題認識、方法、経過等を整理し(第3章第2節・第3節)、さら

にモデル校におけるケース会議で収集した事例やモデル校の指導・支援担当者の意見等を整理した上で(第3章第4節)、今回の取組の成果物として作成された「訓練・学習の進捗等に特別な配慮が必要な学生への支援・対応ガイド(実践編)」(第Ⅱ部に掲載)について紹介した(第3章第5節)。

⑦ 第3章までに概観し、または整理した内容から、発達障害(の可能性)を有する等により「特別な配慮が必要な学生等」に対する教育・訓練機関における支援・対応に関する論点の抽出・整理を行い(第4章第1節)、今回の取組の成果と残された課題について整理した(第4章第2節)。

下記6は、この第4章の要旨である。

6 調査研究の内容

(1) 「特別な配慮が必要な学生等」に対する教育・訓練機関における支援・対応に関する論点 ア 発達障害の「気付き」・「受容」・「診断」・「障害者手帳取得」・「オープン・クローズ」をめ ぐって

「発達障害」は、原因が不明なうえに「わかりにくい」障害である。このため、本人・家族は、学業・社会生活・職業生活等の中で独力では越えがたいハードルに遭遇するまでは顕著な「困り感」を感じてこなかった場合も多い。また、「困り感」があっても発達障害が存在する可能性に関する「気付き」を持たない場合もあれば、「気付き」がありつつ心理的抵抗感が大きくて障害の可能性を「受容」できずに診断に至らない場合や、受診することのメリットを感じないため診断に至らない場合など、様々なケースが生じている。すなわち、発達障害の場合は、「診断はないが、発達障害の可能性を想起させる者」という領域が幅広く存在することになる。

しかしながら、障害の専門家としての知識や診断ノウハウを持たない教育・訓練機関の立場で、個々人の行動等に現れた特性を「発達障害」のような「わかりにくい障害」の存在と軽々と結びつけることは厳に戒められるべきである。また、「診断」を受けるかどうかは基本的に本人(保護者)の選択に委ねられるべきである。

このような中で、発達障害に関する支援・対応の分岐となっているのは、まず本人・家族の側に「困り感」があるかどうか、そして障害の可能性に関する「気付き」・「受容」があるかどうかである。これらがある場合、教育・訓練機関の側では、将来的な社会生活や職業生活上のメリットを見越しつつ、「診断」を受けるかどうかをはじめとする種々の選択や教育・訓練上の対応について、これら当事者とともに考え、対応することができる。また、「診断」がある場合には、それを前提にした配慮や支援を、本人・家族の納得を得つつ、共同的な作業として進めることもできる。

しかし、本人・家族の側に障害の「気付き」・「受容」はないが、教育・訓練機関の側で本人の課題が発達障害に起因する可能性についての「気付き」を持ち、障害が存在する可能性を考慮しての対応が必要(それがなければ訓練・学習の進捗や就職活動等に支障が生じたり、心的

ストレスから二次障害としての不安・抑うつ等を発症したり、不登校・ひきこもり等につながる危険がある)と判断される場合もある。そのようなときには、「レッテル貼り」になることを避けつつ、本人・家族との信頼関係に配慮しながら、種々の配慮や対応を行うことが必要になってくる。

このような複雑な状況の中で、ポリテクカレッジ等においては、個々人の特性に応じた適切な配慮・支援を実施するため、次のような課題・葛藤を抱えつつ、手探りで対応を行いながら 具体的ノウハウを蓄積している現状がある。

○ 行動等に現れたどのような特性を、「発達障害」が存在する可能性と結びつけるべきか、 その「気付き」 のヒントはどこにあるか、また、「気付き」から「発達障害が存在する可能性あり」との判断に至るための 実態把握(観察、本人面談、家族面談、出身校からの情報収集)はどのように行ったらよいか。

- 「発達障害が存在する可能性あり」との判断に至った場合、本人を医療機関等の専門機関の相談・検査・ 受診に誘導すべき(できる)時はどういうときか、また、それが望ましいと判断した場合に、どのように本人・ 家族に伝えたらいいか。
- 「発達障害」の場合、就職活動の開始等に伴い求められる認知・行動のレベルが上がることで、「障害」 に伴う課題が顕在化する場合も多い。また、就職活動や職業生活に際しては、「診断」や「障害者手帳」に 伴う各種制度上の支援のメリット(デメリット)も明確化してくる。こうした中で、就職活動や職業生活 を見越した本人・家族への働きかけや配慮をどのように行っていくか。
- 「発達障害」の存在の可能性を考慮する必要があるものの、本人・家族が「困り感」を持っていない場合、(本人・家族の混乱・反発等の可能性を考慮すると)専門機関での相談・検査・受診は時期尚早と考えられる場合、専門機関の利用を本人・家族が望まない場合などにおいて、当面どのような配慮・支援を行うことが適切か。
- 専門機関での相談・検査・受診等によって、「発達障害」の存在(の可能性)が確認された場合には、具体的にどのような配慮・支援を行う必要があるか。
- 「発達障害」の診断がなされた場合であっても、本人・家族が望まない等により「発達障害」をオープンにすることはできないか又はオープンにすることが不適当なケースは多く存在する。しかし、特段の理由説明なく集団指導の中で個別の配慮・支援が突出してくると、周囲のクラスメート等が「特別扱い」に反発する可能性もある。これを踏まえ、どのように周囲への配慮を行って必要な支援を行う環境を整えるか。
- 就職について具体的に検討する段階や就職準備の段階において、障害の「オープン・クローズ」の選択 肢も考慮しつつ、どのように本人・家族と話し合うか。

イ 発達障害者に対するアセスメントと配慮・支援実施のサイクルについて

「発達障害」は、現段階では、原因不明であって「原因治療」ができない脳機能の障害とされている。また、「発達障害」は個々人によってその現れ方が非常に多様である。したがって、教育・訓練機関が、ある学生等について「発達障害」であることを把握したり、その可能性に関する「気付き」を持った場合、配慮・支援に当たっては、障害に伴う認知・行動特性自体を改善するのではなく、個々人の認知・行動の特性を具体的に把握(アセスメント)し、その特徴に応じて必要な部分を「補完」する手段を用いたり「環境調整」を行い、これらで対処しきれない部分を「回避」することが原則になる。これは、「発達障害」としての「診断」の有無

にかかわらない。

発達障害者に対するアセスメントと配慮・支援に際しては、①本人・家族の「困り感」とその原因となっている「課題」を整理すること、②「困り感」を解消する方向での「補完的手段」や「環境調整」等を工夫し実施すること、③それらによる改善状況を踏まえて対応を再検討すること、④さらに手直しした内容を実行すること、という一連のサイクルを、本人と支援・対応側との信頼関係に基づく共同作業として継続的に実施していくことが重要になる。このようなサイクルは、「できないこと」、「苦手なこと」、「うまくできない理由」、「うまくできるための条件」等を明確にしてその人に合った補完的手段や環境調整のポイントを探るサイクルであるとともに、「長所」・「得意なこと」を含めた個々人の認知・行動特性に関してより幅広いアセスメントを行うプロセスにもなる。

ウ 「集団的な指導」と「個別的な配慮・支援」の調和、「グループ作業」について

発達障害のある者は通常の教育・訓練対象者に比べて、より個別性の強い、内容・程度も多様な配慮・支援を必要としているが、教育・訓練機関において発達障害のある者の存在を前提とした「集団的指導」と「個別的な配慮・支援」の調和を実現するためには、教職員や指導員のノウハウ、体制をはじめ多くの課題が生じてくる。

初等・中等教育における「特別支援教育」は、「集団的な指導」を基本とする通常校において特定の者(知的な遅れのない発達障害者など)に対する「個別的な指導・支援」を行うことを目的としたものと見ることができるが、今回の取組の対象となったポリテクカレッジ等の職業訓練機関や、特別支援教育の対象外となっている大学等の高等教育機関においても、それらの特性に応じつつ、「発達障害」やその可能性のある者の存在を前提とした「集団的指導」と「個別的な配慮・支援」の調和の再構築が求められている。

また、グループで協調して何等かの作業を行ったり、成果物を仕上げるような「グループワーク」の場面は、発達障害者に特化した訓練においてチームワークやコミュニケーションの訓練として積極的に位置づけられているケースもある一方で、発達障害を有する学生等にとって課題・困難が生じやすい場面にもなっている。

エ 教育・訓練機関における組織体制・研修等について

[系統的対応の必要性と方法]

教育・訓練機関で発達障害(の可能性)のある者に配慮・支援を行う際、個々人の特性に応じた適切で系統的な対応が行われなかった場合には、学業・訓練等の進捗にとってのマイナスのみでなく、不適切な方向での努力や周囲とのあつれき・緊張による二次障害の恐れも生じるが、他方、支援・対応する側でも、個々の教職員・指導員がそれぞれに孤立した状態の中でどのような対応を行ったらよいか悩むことになる。

このため、まず、広く教職員・指導員の間で発達障害の特性とその対応に関する基礎的な共 通認識を共有することが必要であり、そのための研修が重要となる。既に多くの教育・訓練機 関において研修の取組が進められているが、その状況は必ずしも一様ではない。たとえば通常の教育機関に関しては、学校の対象年齢が上がるほど特別支援教育に関する教員研修の受講済率が低くなっている。

また、個別の対応が担任任せになったり、当該対象者に関係する教職員・指導員の間で足並みが揃わないということにならないよう、関係する教職員・指導員等の間で当該対象者の特性や抱える問題、対応の留意点等について、関連情報を集約したうえで共通認識を持つための校内システム(たとえば、「(校内)ケース会議」のような場、システム化された記録・引き継ぎ等)が必要である。

[キーパーソン等の必要性]

校内での発達障害(の可能性)のある者に対する配慮・支援の中心を担うキーパーソン等の 役割が重要となっている。このようなキーパーソンは、校内の各教職員・指導員からの相談に 応じることや、外部機関との連携における中心的機能も期待される。「特別支援教育」におけ る「特別支援教育コーディネーター」の学校内での指名はこのキーパーソンの典型例と言える。 大学等においては、「コミュニケーションにかかわる問題」や「困りごと」を抱える学生に対 する専門的な「支援室」等が中核となった学内ネットワークを構築し、発達障害を有する学生 等への支援を進めているケースもある。

オ 制度改正の影響について

「わかりにくい」障害である発達障害を「受容」し、「受診」・「障害者手帳取得」を選択することには心理的抵抗感が大きいとされるが、その中で、「困り感」と並んでこれら抵抗感に拮抗し、支援に導く要因になると考えられるのが、「診断」・「障害者手帳」等に伴って生ずる各種支援制度(相談・支援機関の利用、差別禁止・合理的配慮義務、障害者雇用制度(雇用率制度、雇用支援制度)、障害者手帳制度等)のメリットである。これらの支援制度のうち、今後特に、本人・家族や教育・訓練現場、事業所等の行動に一定のインパクトを与えることが見込まれるのは、合理的配慮の(努力)義務化(平成28年4月施行)と発達障害者を含む精神障害者の雇用率への本格的算入(平成30年4月施行)である。

これらの今後施行される制度改正の影響により、教育・訓練機関においても、早期から発達 障害の診断を受け教育・訓練場面における「合理的配慮」を求めるケース、早期から精神障害 者保健福祉手帳を取得して就職活動に備えるケース等が増加すると考えられる。

しかし、他方で、本人・家族の障害の「受容」、「受診」や「特別扱い」への抵抗感の原因となる発達障害の「わかりにくさ」自体は変化しない。このため、合理的配慮や雇用支援に関する制度が手厚くなることは、本人・家族の障害受容・受診・手帳取得等をめぐる葛藤がさらに深刻になり、相談ニーズ等が高まることにつながる可能性がある。

(2) 残された課題

① ポリテクカレッジ等における更なる取組と各種の教育・訓練機関間の相互参照等

発達障害の場合、障害特性の多様性やわかりにくさもあって、教育・訓練のそれぞれの現場で日頃接している教職員・指導員が個々の対象者と現場の特性に応じた配慮・支援を行おうと努力し、その中で生み出された実践的な知見・ノウハウを蓄積することが極めて重要である。さらに、これらは、同種の現場のみでなく、一定の類似性を持つ他の現場における対応のヒントをも豊富に含んでいる可能性もある。

今回、4校のモデル校の事例・ノウハウ等を「実践編」にとりまとめて発信することを契機に、全国のポリテクカレッジがこれを有効活用し、特別な配慮を必要とする学生に対する支援・対応のレベルアップを図ることが求められるが、今後、全国のポリテクカレッジの参加による広範囲な事例・ノウハウの相互交流等を行うこと、その過程での「支援・対応ガイド」のバージョンアップなどが期待される。また、ポリテクカレッジ等と他の職業能力開発施設、類似の立場にある教育機関等との相互交流・相互参照の推進も課題である。

② 障害に関する専門機関の課題―特別の配慮が必要な学生等への支援・対応上の課題を抱える機関に対する地域での間接支援(バックアップ・ネットワークの充実)―

今回の取組において、ポリテクカレッジにおける障害に関する専門機関との一層の連携を期待する声は大きかった。高校・大学等の状況を見ても、障害等に関する教職員に対する研修・ 啓発が十分に行き渡っておらず、研修・アドバイスに関する外部機関からの支援を求める声も あった。

現状においても、ポリテクカレッジを含め、障害を有する在籍学生等に対して直接支援を行っている教育・訓練機関は、必要な際に、専門機関(発達障害者支援センター、児童相談所、医療機関、地域・広域障害者職業センター等)の相談・検査・評価・診断等の機能を活用しているが、これらの専門機関では、教育・訓練機関の教職員等に対する研修の実施(講師としての校内研修等への参加を含む。)やアドバイス(個別ケースへのアドバイスを含む。)等の間接支援(直接支援を行う教職員等に対する支援)の役割について、必ずしも明確に位置づけられているわけではない。

したがって、これら障害に関する専門機関については、通常の教育・訓練機関等に対する間接支援機能が可能な限り明確になるよう位置づけ、その充実を図っていくことについて検討がなされる必要があると考えられる。

「地域・広域障害者職業センター」については、発達障害(の可能性)を有する学生・生徒が在籍中から就職活動やその準備を行うことになる高等学校・大学・短大や職業能力開発施設などとの連携のあり方に関し、今後予定されている「障害者雇用促進法」改正による影響等も踏まえた検討が必要となる。